

第3次みずなみ男女共同参画プラン策定方針

1) プラン策定の趣旨と背景

<趣旨>

本プランは、『男女問わず全ての個人が、互いを尊重し、喜びも責任も分かち合いながら、その個性と能力を十分に発揮できる多様性に富んだ社会の実現に向けた指針』と位置付けます。

<背景>

国においては、平成 11 年に『男女共同参画社会基本法』を制定し、令和 2 年 12 月には『第 5 次男女共同参画基本計画』が閣議決定され、男女共同参画社会の実現は 21 世紀の最重要課題と位置付けています。また、平成 27 年度に国連サミットにおいて採択された、持続可能な開発目標（SDGs）の一つとして、「ジェンダーの平等」を掲げています。

しかしながら、世界経済フォーラムが公表した令和 4 年度の「ジェンダー・ギャップ指数」では、日本は 146 か国中 116 位にとどまっており、国の男女共同参画の現状は、諸外国に比べて立ち遅れていると言えます。さらに、新型コロナウイルス感染症感染拡大は、女性の就業・生活に大きな影響を及ぼし、男女共同参画の遅れを改めて顕在化させました。コロナ下において、配偶者等からの暴力の相談件数も増えており、暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要課題とされています。

そうした中、令和 4 年 6 月に政府決定した「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022（女性版骨太の方針 2022）」では、女性が経済的に自立できる環境を整えることを喫緊の課題としています。

本市においても、人口減少や少子高齢化による生産人口の減少等に伴い、女性の社会進出が期待される中、政治分野・経済分野等における女性の登用、男女間の賃金格差の解消等への取り組みが必要とされています。また、男性においても、家庭や地域でも活躍できるよう、コロナ収束後も、テレワークなど多様な働き方を定着させるなどの取り組みが重要となります。

男女ともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図れるよう、一人ひとりが、やりがいや充実感を持って働き、職責を果たすとともに、家庭や地域で、人生の各段階に応じた、多様な生き方が選択・実現できる社会を目指し、家庭・地域・職場・市が一体となり、誰もが活躍できる安心・安全なまちづくりを目指して施策を展開していくことが求められています。

以上のことを踏まえ、現行計画終了後、令和 6 年度を計画初年度とする『第 3 次みずなみ男女共同参画プラン』（以下「第 3 次プラン」という。）を次のとおり策定します。

2) 計画期間

- 令和 6 年度から令和 15 年度までの 10 年間を計画期間とし、後期 5 年に対して中間見直しを行います。

3) 策定方針

- 『男女共同参画社会基本法』の趣旨を尊重し、国が策定した『第 5 次男女共同参画基本計画』、岐阜県が策定した『岐阜県男女共同参画計画』、及び本市の第 7 次総合計画等との整合性を図りながら策定します。
- 市民意識調査の結果や、当市の男女共同参画審議会の意見を踏まえて策定します。

4) 策定体制

- 瑞浪市男女共同参画プラン推進会議（設置要綱：平成 15 年 5 月 1 日施行）
市長、副市長、教育長、関係部長級職員で組織し、第 3 次プラン（案）の検討・策定を行います。
関係各課により、素案の作成を行います。
- 瑞浪市男女共同参画審議会（規則：平成 29 年 4 月 1 日施行）
委員 15 名（内 2 名公募委員） …令和 5 年 月 日委嘱
第 3 次プラン（案）について審議し、結果を報告します。
- 瑞浪市男女共同参画社会推進会議（要綱：平成 29 年 4 月 1 日施行）
会議参加者 17 名（内 地域代表 13 名、有識者 4 名）
第 3 次プラン（案）について、市民の立場から提言します。

5) スケジュール

現行プランは令和 5 年度で満了するため、令和 4 年度から令和 5 年度の 2 ヶ年をかけて、第 3 次プランを策定します。

<令和 4 年度>

市民意識調査の実施 …令和 4 年 8 月実施
プラン推進会議による現行プランの評価・総括
「審議会」の公募委員の募集
審議会における市民意識調査の結果の検討

<令和 5 年度>

プラン推進会議による第 3 次プランの原案の検討・修正、審議会意見の検討等
審議会における第 3 次プランの細部検討（5 回程度）
パブリックコメントの実施（11 月～12 月頃）
プランの最終決定（令和 6 年 3 月）

「第3次みずなみ男女共同参画プラン」の内容

